

安全の手引き 2018年版

【目次】

I 防犯対策

1. 安全対策の基本的な心構え…………… 1
2. 山東省の犯罪発生状況…………… 2
3. 犯罪やトラブルに巻き込まれないための注意事項…………… 3
4. 防犯のための措置…………… 7
5. 犯罪被害に遭った際の措置…………… 8
6. テロ・誘拐対策…………… 9

II 生活に関する事項

1. 交通事情と事故対策……………10
2. 交通事故が発生した場合の措置……………10
3. タクシー事情とトラブル対策……………11
4. 各種感染症と大気汚染……………12
5. 邦人が亡くなられた場合の措置……………15

III 緊急事態対応

1. 平素からの措置……………18
2. 緊急事態発生時の措置……………19
3. 外務省が発出する危険情報・スポット情報・広域情報……………20

IV 緊急連絡先

1. 緊急連絡先一覧表……………23
2. いざという時の中国語……………26

V 総領事館からのお知らせ

1. 在留届は必ず提出しましょう……………28
2. 「たびレジ」登録のご案内……………29
3. 「メールマガジン配信サービス」登録のご案内……………29

在青島日本国総領事館

平成30年2月

I 防犯対策

1 安全対策の基本的な心構え

海外に長期滞在しないし訪問中の邦人が事件・事故に遭遇した場合、第一義的に責任をもって対応するのは現地の関係当局であり、捜査も含め滞在国の主権のもとに処理されることとなります。

この場合、日本の大使館や総領事館としては、邦人保護の観点から出来る限りの支援を行ないますが、日本の主権が及ばない外国の地でありますので自ずと制約があります。

したがって事件・事故を未然に防止し、また、実際に発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、日頃から以下の諸点を心掛けておく必要があります。

(1) 自分と家族の安全は自分で守る

日本とは事情が異なる外国であることを認識し、自分と家族の安全は自分達自身で守るという強い心構えが極めて大切です。

(2) 予防が最良の危機管理

予防こそが最重要の危機管理であることを認識し、予防のためにできること、必要な努力（及び経費）は惜しまないことが大切です。

(3) 万全な準備を心がける

常に最悪の事態を想定し、物心両面から準備を万全にしておく必要があります。使い古された言葉かもしれませんが「備えあれば、憂いなし」です。

(4) 安全のための三原則

海外における安全のための基本原則とは「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」の3つといわれています。日本での行動形態、生活様式をそのまま持ち込んで、本人の意に反して自らを危険に晒すことになる場合もあります。

- ① 目立たない：「必要以上に華美な服装・装飾品をつける」、「現地ではあまり見かけないような目立つ車に乗る」、「公共の場などで大きな声で現地の悪口を言う」等は、差し控えることが適当です。
- ② 行動を予知されない：行動のパターン化（通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動のルートや時間などの固定化）を避けるよう心掛けることは、特定の犯罪の目標となることを避けるうえで有用です。
- ③ 用心を怠らない：現地の治安状況は予期せぬことが原因で大きく変化することもありますので、家族全員、会社全体で気持ちを引き締める機会を持つことが大切です。

(5) 住居・宿舎での安全確保

住居は生活の基盤であり、その安全を確保することは安全対策の中でも最優先事項です。都市部では、住宅事情の変化も著しく、選択肢が増えていますが、住宅選定にあたり住まいの管理体制、警備状況、付近の環境をよくチェックすることが重要です。

旅行者の方はまず、安全なホテルを選定することが重要です。安全性の高いホテル

は当然のことながら経費もかさみます。安全を優先せず、安く済ませることは結果的に犯罪に巻き込まれる可能性を高める結果にもなりかねず、かえって高くつくことになる場合があります。

(6) 現地社会に早くとけ込む

外国においては、社会体制の相違による様々な制約、文化、習慣の相違などを常に念頭に置き、いかなる場合も「ここは日本ではない」との認識の下での冷静な対応が望まれます。

特に、安全のための情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から、新聞、テレビのニュースには注意を払うとともに、治安情勢、対日感情などに関する様々な情報が得られるような人間関係の構築やネットワーク作りを心掛けることが必要です。

(7) 精神衛生と健康管理に留意

生活環境や習慣の変化に対応し、長期間緊張を持続させることは容易ではありません。精神的にも身体的にも定期的なチェックとリフレッシュが必要となります。精神と身体の健康は、何より自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合には、早め早めに必要なチェックを受けてください。特に、単身者の方はご留意ください。

2 山東省の犯罪発生状況

(1) 一般治安情勢

山東省においては、経済発展に伴い地域格差、個人格差が拡大し、治安悪化の要因となっています。山東省内における犯罪発生件数は公表されておらず、詳細な数字は不明ですが、報道などによると殺人、強盗、強姦等の凶悪犯罪に加え、麻薬犯罪、携帯電話・インターネットを使用した詐欺、スリ・置き引き等の窃盗事件などが発生しています。在留邦人や旅行者が置き引きなどによる被害（旅券や貴重品の盗難）、あるいはビジネスにまつわる各種のトラブル（軟禁、暴行）に巻き込まれる事例も報告されています。

(2) 在留邦人の犯罪被害の傾向

邦人が遭遇する被害のうち最も多いものは、「窃盗」です。バッグなどの荷物を身近に置いていなかった、身近に置いていたが、つい目を離してしまった、あるいは、他に気を取られていたなど、ちょっとした不注意が原因で何者かに持ち去られてしまうといった被害が発生しています。このほか、強盗、車上狙い、経済トラブルによる軟禁、タクシー運転手との料金トラブルなど犯罪被害は多様化する傾向にあります。

一方で、トラブルの主因が邦人であるケースも少なくありません。例えば、不適切な男女関係、ビザ（査証）・居留証の期限切れ、禁制品の持ち出し・持ち込みなどの事例が挙げられます。

(3) 山東省で発生した邦人関係の事案

○ 連れ去り（未遂）

深夜1人で歩いていたところ、複数の男に車に連れ込まれそうになった。

- 暴行・傷害
 - ・タクシー運転手と料金を巡りトラブルとなり殴られた。
 - ・深夜カフェバーで中国人女性と飲食中、別席の中国人グループとトラブルとなり、暴行を受け軽傷を負った。
- スリ
 - ・バスに乗ろうとした際、乗客で混雑していたバス入口付近で、ポケットに入れていた財布をすられた。
 - ・空港で食事中、鞆を席の横に置いていたところ、鞆の外側ポケット在中の財布とパスポートをすられた。
- 置き引き
 - 飲食店で食事中、目を離した隙に、席の横に置いておいた鞆を盗まれた。
- ひったくり
 - 深夜帰宅途中、持っていた鞆を無理矢理奪い取られた。
- 詐欺
 - 日本のA社が山東省内のB社から商品を購入し、代金支払いに際し、送金先変更詐欺に遭った。
- 不法滞在
 - 無査証で入国したが滞在期限内に出国せず不法滞在となり罰金を支払った。
- 買春
 - ホテルで中国人女性を買春して拘留された。
- 税関法違反
 - 無申告で持ち出せる金額（5000米ドル相当）を超える外貨を持ち出そうとして税関で摘発された。

(4) 山東省で発生した事件・事故に関する情報

当館ホームページに、山東省で発生した事件・事故に関する報道をとりまとめた「海外安全対策情報」（四半期ごと）を掲載しています。

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzentaisakujouhou.html

防犯対策のためのご参考としてください。

3 犯罪やトラブルに巻き込まれないための注意事項

(1) パスポートの携帯義務

16歳以上の外国人はパスポート又は居留証を携帯することが法律（出入国管理法第38条）により義務づけられています。街頭で警察官に職務質問をされた際などにパスポート等を提示できないと、派出所で事情聴取を受けることもあります。パスポート等の検査を拒否した場合、警告及び最高2,000元の罰金が科される可能性があります。（同法第76条）

一方、パスポートを盗難・紛失された場合、その後の手続に概ね2、3週間を要するため、日本への帰国や中国国内の移動に支障が生じますので、パスポートの管理には十分ご注意ください。（「I 防犯対策」の「犯罪被害に遭った際の措置」の「パスポートの盗難・紛失」を参照。）

(2) 臨時宿泊登記

外国人は、その滞在地において、投宿から24時間以内に現地公安局に対して「臨時宿泊登記」をしなければなりません（出入国管理法第39条）。ホテルなどの宿泊施設でチェックインをすれば、この登記を代行してくれますので、宿泊者本人が手続をする必要はありませんが、駐在員が日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合などは、宿泊者本人又は宿泊先の主人が直接、最寄りの派出所に出向いて「臨時宿泊登記」を行わなければなりません。届出がない場合、警告及び最高2,000元の罰金を科される可能性もあります。（同法第76条）

（3）長期滞在と居留許可

留学、就労、家族滞在等、特定の目的で長期滞在のためのビザで入国した場合は、入国後30日以内に居住地の公安局に申請して、「居留許可」を取得する必要があります、入国時に使用したビザだけでは長期滞在できませんので注意が必要です（出入国管理法第30条）。また、法令上、延長手続は居留許可の期間満了の1ヶ月前までに行うことになっていますので注意してください（同法第32条）。

（4）不法滞在

一般パスポートをお持ちの日本国民は、目的が観光、商用、親族訪問又はランジットで中国での滞在日数が入国日を起算日として15日を超えない場合、入国ビザが免除されることになっています。滞在期間が15日を超える場合、あるいは留学、就労（出張についても内容によっては就労あるいはそれに類似するものとしてZビザ等が必要な場合があります。）、定住、取材目的等で中国に渡航する場合は、予め日本又は第三国にある中国大使館・総領事館においてビザを取得する必要があります。滞在期間を過ぎてからの期間延長（ビザ等の延長）は困難なばかりでなく、罰金（1日500元、上限10,000元）、悪質と判断された場合には、拘留、強制退去、再入国の制限対象になることがあります（出入国管理法第78条）。自身の滞在資格、滞在可能期間については、しっかり確認しておく必要があります。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではありませんので注意が必要です。

（5）不法就労

中国で就労するためには、関係機関が発行する各種許可証等に基づき、まずは在日中国大使館・総領事館等で就労ビザ（Zビザ）を取得して中国に入国し、更に公安局で「居留許可」を取得した上、労働社会保障局から最終的な許可を受けなければなりません。訪問ビザ（Fビザ）等での就労は認められていません（出入国管理法第43条）。留学生がアルバイトする場合、学校等の同意を経た上で、アルバイト先、期間等を公安局に申請し居留証に登録してもらう必要があります（出入国管理条例第22条）。不法就労した場合は、最高20,000元の罰金が科され、15日以下の拘留処分が科されることもあります（同法第80条）。

（6）出国制限

中国に滞在中の日本人が民事・経済紛争に絡んで民事訴訟を提起されたりすると、その訴訟が結審するまで、あるいは判決で支払いやなすべき行為が命じられたような場合には、その支払いや行為が行われるまで、法院（裁判所）から出国禁止措置がとられることがあります。その際、場合によってはパスポートを差し押さえられること

もあります。この制度は、債務者の海外逃亡による執行難の回避を目的としたものであり、法律上は特段外国人を狙い撃ちしたものとは言えませんが、日本の国内法にはない制度ですので、例えば中国でビジネスを展開する上で訴訟案件等が生じた場合は、専門家や弁護士等から法的なアドバイスを受ける必要もあるでしょう。

(7) 外貨・人民元の持ち込み・持ち出し制限

無申告で中国へ持ち込める外貨は5,000米ドル相当まで、人民元は20,000元までです。それ以上を超える外貨や人民元を持ち込む場合には税関での申告が必要です。また、無申告で中国から持ち出せる外貨も5,000米ドル相当までで、人民元なら20,000元までです。5,000米ドル相当を超えて10,000米ドル相当までの外貨の場合は、預金銀行での証明証の取得が必要です。さらに10,000米ドル相当以上の場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での証明証の取得が必要です。

(8) 禁制品の持ち込み・持ち出し制限

入国時の持ち込み禁止品としては、武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム等、及び麻薬等の薬物があります。また、中国からの持ち出し禁止品は、これらの持ち込み禁止品のほかに、貴重文物（古美術・骨董類）、絶滅に瀕する貴重動植物（標本も含む）及びその種子・繁殖材料等があります。文物をご購入の際は、購入先、必要であれば文物局に海外への持出しが可能か慎重にご確認ください。

(9) 立ち入り禁止区域

立ち入り禁止区域の典型的な例は「軍事禁区」と「軍事管理区」です。これらは「軍事施設保護法」によって管理されており、無断で立ち入ったり、写真・ビデオ撮影を行ったりすると違法行為となるおそれがあります。中国における「軍事施設」の概念は非常に広く、うっかり軍事施設に入ってしまったたり、写真を撮っていたら軍事施設が写り込んでしまっていたために、身柄を拘束されたりするケースもあります。人民解放軍が経営している病院など一見して軍事施設とわからないものもありますので、注意が必要です。

(10) 麻薬等の薬物犯罪に注意

規制薬物（覚せい剤、ヘロイン、大麻、LSD等）の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されています。薬物の使用や売買、輸送に関わらないことはもちろんのこと、「運び屋」として利用されないよう、空港などにおいては、見知らぬ他人の荷物は絶対に預からない、知らない間に手荷物に薬物などを入れられたりしないなど、荷物の自己管理を徹底する必要があります。

(11) 買春に注意

中国では買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む）は違法（治安管理条例第66条違反）であり、公安に検挙された場合、15日以内の拘留や5,000元以下の罰金が科される可能性があるほか、国外退去処分、一定期間の再入国禁止措

置が付される場合もあります。また、中国語を理解できない出張者や旅行者のために間に入って買春を交渉した場合、買春斡旋罪が成立し、処分の対象となる場合もあります。このような違法行為は厳に慎むようにしてください。（会社関係者の方は、日本からの出張者に対しても十分に周知してください。）

(12) 賭博に注意

近年、中国国内でいわゆる「不法パチスロ店」で客を含む関係者が処罰される事例が発生しています。治安管理条例第70条では、賭博行為に関し同条に違反した場合は、5日以下の拘留又は500元以下の罰金、情状が重い場合には10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上3,000元以下の罰金を併科する旨を規定しています。国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される可能性もあります。違法行為は厳に慎むようにしてください。

(13) 企業におけるトラブル

企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も当館に多く寄せられています。例えば、事業再編に伴う従業員に対する経済保障金の支払い等に係る労使間のトラブル、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルが発生し、従業員等により軟禁される事案も発生しています。こうしたトラブルは民事事件であるとして、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして客観的な証拠を提出する必要がある場合もあります。また、相手側へ安易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ、事態を複雑化させてしまうなど、得策と言えない場合が多いようです。いずれにしても、平素から地元政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には政府関係当局や弁護士ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

(14) 日中関係の情勢をめぐる対日感情等に注意

日中両国間で政治的な問題が発生している際には、総領事館、企業や商店を標的としたデモ等が発生することがあります。町中でそのような事態を見かけた場合には、極力近づかないようにしてください。

平時においても、中国人の中には日本人に反感を抱く人もいるので、日本人同士で会話する際は、大声で日本語で会話するのが適切な場所なのかどうか、時と場所を考慮することが必要です。また、「バカ」や「ばかやろう」といった言葉は、相手へのしる言葉として広く浸透しています。思わぬトラブルになることがありますので注意が必要です。

特に2012年後半は、尖閣諸島を巡って中国国内で中国人の反日感情が高まり、各地で抗議デモが発生するほか、日本人が暴行を受けた、日本人をタクシーには乗せない、宿泊させない等の事案も発生しました。

※ 日中関係で焦点の当たる主な日は以下のとおりです。

5月3日（1928年） 済南事件

5月4日（1919年）	5・4運動
7月7日（1937年）	盧溝橋事件
8月15日（1945年）	終戦記念日
9月3日（1945年）	抗日戦争勝利記念日
9月18日（1931年）	満州事変（柳条湖事件）
12月13日（1937年）	南京事件国家哀悼日

（15）外国人が注意すべき活動

① 政治活動

外国人の政治活動（集会、行進、示威、署名集め、印刷物配布等）は禁止されています。単にビラを配布しただけでも、その記載内容によっては、違法と認定され、処罰されることもあります。

② スパイ行為と見なされる行為、国家機密取得等

中国では、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法、統計法等により「国家安全に危害を与える」とされる行為は、場合によっては国家安全部門に長期間拘束され取調べを受ける上、懲役や罰金刑を科されるおそれがあります。「国家安全に危害を与える」とされる行為は必ずしも明確ではなく、様々な行為が取締りの対象とされており、疑われないよう注意することが必要です。たとえば、中国政府の機密情報の取得や持ち出しは「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。また、「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された軍事施設は、軍事施設保護法により、許可なく立入ったり撮影すること等が禁止されていますので、注意する必要があります。さらに、許可なく測量調査等を行うことは違法であり、GPSを用いた測量、温泉掘削を含む地質調査、生態調査、考古学調査等に従事すると、「国家安全に危害を与えた」として拘束される可能性もあります。そのほか、統計法では外国人による無許可の統計調査が禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合などでも、調査行為が法律に抵触することもあるので、共同調査を実施する中国側機関（学校等）と十分な打合わせが必要です。

③ 宗教活動

外国人の宗教活動は厳しく制限されています。例えば、外国人は、中国国内の寺院、教会等の宗教活動を許された場所以外では宗教活動に参加できません。また、「信教の自由」は認められているものの、宗教組織等の設立、組織化及び布教、宣伝活動は認められていません。

4 防犯のための措置

住居及び職場の管理体制、警備体制がどのようになっているかを確認し点検したことがあるか、また、警報装置、防火装置、非常階段等が備わっているか、これら装置の使い方を知っているか等、常に防犯意識を高めることが基本です。

（1）住居・ホテル

- ① 外出時はもちろんのこと、在宅の時も必ず施錠する。
- ② 来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- ③ 夜間の外出時には、明かりの一部をつけたままにすることも効果的。
- ④ 使用人は信頼できる人を雇う。また、使用人を雇い替える時は、鍵の交換、増

設を考える。

- ⑤ 家の戸締まりは使用人任せにせず、必ず自分で確認する。
- ⑥ 住まいの修理、工事にはできるだけ立ち会う。
- ⑦ 現金、貴重品は家の中の鍵のかかるところにしまう。
- ⑧ 鍵を紛失したらすぐに新しいものに取り替える。

(2) 外出時

- ① 外出の際は家族や友人等に行き先を知らせ、1人での行動はなるべく避ける。常に予め緊急連絡先を網羅した「緊急用連絡カード」を準備し、携行することが望ましい。
- ② 大金を持ち歩かない。また、多額の現金を持っていると見られることは、自ら危険を招くようなもの。
- ③ かばん・バック類は抱えて持つなど、所持品はしっかり身につける。また、飲食店においては、所持品は常に目の届くところに置く、貴重品は必ず身につけるなどの注意が必要。
- ④ 目を引く服装をしたり、高価なアクセサリーをつけての外出は控える。(特に外を歩いたり、バス・電車に乗車する時など。)
- ⑤ 見知らぬ人から親しげに声をかけられても相手にしない。(両替や麻薬、ワイセツ物品、骨董品らしきものの購入をすすめられることもあり得る。)
- ⑥ 運転手以外の人間が同乗しているタクシーに乗らない。また、タクシーに乗っていて、他の客を乗せようとしている運転手がいたら、断わるか、下車する。タクシーの中では、所持品を手元から放さない。
- ⑦ 男女を問わず深夜の外出は控える。また、夜間外出するときは、車両等を利用して移動する。
- ⑧ 車両盗難防止のため、駐車中は勿論のこと、走行中でもドアをロックし、窓を閉めておく。運転手がいるのであれば、車内あるいは常に目の届く場所に待機させておく。また、車内に物を置いたままにしない。

5 犯罪被害に遭った際の措置

何らかの犯罪被害に遭った場合は直ちに公安局(通報センターTel: 110番)に届け出てください。被害届を提出するのは事案発生地の最寄りの派出所です。

各種犯罪被害の届け出等は、あまり時間が経過していると被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりを減らし、解決への道を狭めます。犯罪に遭ったら直ちに被害届を出しましょう。被害に遭い、対処に困った場合には、総領事館にご相談ください。

(1) パスポートの盗難・紛失

- ① 最寄りの派出所(公安)に届け、「報案証明」(事案発生証明)を発行してもらう。
↓
- ② 公安局出入国管理局で「護照報失証明」(パスポート遺失証明)を発行してもらう。
↓
- ③ 総領事館で新しいパスポートの再発給手続をする。

※ 早急に日本へ帰国しなければならない場合には、「帰国のための渡航書」（旅券に代わる渡航文書）を総領事館に申請してください。原則、他の国・地域に立ち寄らず、日本へ帰国する場合のみ発給できます。



④ パスポート又は「帰国のための渡航書」の取得後、中国出国のためには、公安局出入境管理局において出国ビザを申請し、パスポート又は「帰国のための渡航書」に貼付してもらう必要があります。同ビザ取得のためには約1週間かかることがありますのでご注意ください。

※ 上記①②の手續に10日～2週間ほど日数がかかることがあります。

※ パスポートの再発給には日数がかかるため、すぐに総領事館にご連絡ください。

【旅券紛失・盗難時の手続きについて】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/index_090730.html

(2) キャッシュカード・クレジットカードの盗難・紛失

直ちにカード会社に連絡し、使用停止を届け出てください。

【主なクレジットカード緊急連絡先（24時間対応）】

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/credit_card_j.htm

6 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

2001年9月の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されているにもかかわらず、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にあります。中国国内においても、テロ事件は主として新疆ウイグル自治区で発生しており、同自治区以外でも、14年3月には雲南省昆明市の昆明駅周辺で無差別殺傷事案等が発生しています。

平素から最悪の事態を想定して、関連情報の入手手段や避難準備などの対策を講じておくことが大事です。

【主な対策】

- ① 在留届、変更届、帰国届の提出（所在、連絡先及び安否確認の重要な手がかりとなります）
- ② 備蓄・携行品の準備（家族が10日間程度生活できる食料品、飲料水、医薬品、衣類、燃料他）
- ③ 携帯電話、乾電池式短波ラジオの所持
- ④ 旅券の保管（コピーがあると便利）、公的な身分証の携帯
- ⑤ 現金（家族が10日間程度生活できる額を別途に準備）、クレジットカードの所持
- ⑥ 情報入手手段の確認（事件が発生した場合にどのように情報を入手するか事前に確認しておく）

(2) 誘拐対策

誘拐被害の背景として何らかのトラブルが原因となるケースが多いと言われています。また、華美な生活等で狙われたり、単なる恨みやいさかいから誘拐され重大事件（殺人）となった事例もあります。

トラブルは解決し、誘拐等の余地を排除しておくことが大事であるとともに、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」という安全のための三原則を守る習慣を身に付ける必要があります。

万一、事件発生の場合には、次のように対処することになりますが、最も重要なことは、如何に犯人に対処するかということであり、関係者の間で同じ情報を正しく共有することです。

【領事館へ通報】

- ① 真に誘拐であるか、また、該当者の所在・安否確認が重要
- ② 事実関係の詳細な把握（誤報の可能性があるとすることを忘れずに、注意して確認することが大切）
- ③ 誘拐、拉致された場所、時間
- ④ 犯人はどのような者であるか（単独か複数か等）
- ⑤ 犯人の要求は何か（犯人から電話連絡があった場合には、可能であれば録音）

以上、事件の内容を整理して、本社、家族に対する連絡と同時のタイミングで総領事館にも通報し、緊密な連携の下に対処するとともに、事件の性格を考慮して情報は外部に漏れないよう慎重に対処してください。

なお、総領事館としては、第一義的責任と権限を有する中国側の主権を尊重しつつ、邦人保護の立場より人質の安全救出のため最大限の努力を行います。

II 生活に関する事項

1 交通事情と事故対策

- (1) 山東省は経済発展に伴い自動車が急増している反面、道路の整備不良、信号機の未設置、駐車場不足等ハード面の問題に加え、信号無視、法定速度超過、歩道駐車、無理な追い越し、逆走、急停止等、交通マナーが非常に悪く、交通安全教育といったソフト面での対応にも遅れがみられており、省内では大小様々な事故が多数発生しています。
- (2) 中国は、車は右側通行（左ハンドル）で、シートベルト着用が義務付けられています。自分で車を運転する場合は、まずはスピードを出し過ぎないことと、シートベルトを着用することが肝要です。また、歩行者や自転車の不意の飛び出しや直前横断は日常茶飯事ですし、車輛の急停止、急な進路変更も当たり前といった感じがありますので、運転には細心の注意が求められます。
- (3) また、タクシーなど他者が運転する車に乗る際も、できる限り助手席には座らないようにし、もし、運転手がスピードを出し過ぎたり、荒っぽい運転をしていると感じた場合は、安全運転を求めてください。

- (4) さらに、歩行者の立場で心掛きたいこととして、車道を歩かない、横断歩道や歩道橋を利用して横断するなど基本的な点に加え、信号だけではなく、実際の車の流れをよく見極めることも必要です。特に中国では日本と異なり、赤信号の場合でも車の右折が可能となっていますので、交差点では特に留意する必要があります。運転中にも共通することですが、「譲り合いの精神」があまり期待できない当地にあっては、「大丈夫だろう」という過信が事故に巻き込まれる最大の要因となり得るからです。

2 交通事故が発生した場合の措置

- (1) 交通事故が発生した場合、法律上、原則として事故現場の保存が義務付けられていますので、警察官の到着までは車両は移動させないでください。

万が一、不幸にして事故に遭った、事故を起こしてしまった場合、以下の措置を講じてください。

- ① 現場を保存する（車両を運転していた場合は直ちに停車する）
- ② 速やかに交通警察（Tel：122）に通報する
- ③ 負傷者がいる場合には病院へ搬送する手段を講じる
- ④ 家族、勤務先に連絡する

特に言語の問題で自らに不利な結果をもたらしかねないおそれもありますので、中国人の同僚、知人等に現場での立ち会いを依頼すると良いでしょう。

なお、被害に遭っても、日本と中国の経済格差及び賠償に関する法制度の違いから、事故を起こした相手方から十分な賠償を受けられるという保証はありません。万が一に備えて渡航前に交通事故の被害も担保する海外旅行保険に加入することをお勧めします。

- ※ 「中華人民共和国道路交通安全法实施条例」では、「道路上で人身事故に至らない交通事故が発生し、当事者が事実及び原因について争いが無い場合、事故の時間、場所、相手方の人定、連絡先等を記載し、双方が署名した後、現場を離れ、損害賠償について自ら協議する」と規定されていますが、事故現場で直ちに人身事故かどうか判明しない場合や言葉の問題もありますので、交通警察に通報することをお勧めします。

3 タクシー事情とトラブル対策

- (1) 基礎知識

地域によりタクシーの初乗運賃や追加料金が異なりますが、一般的にどの地域においても夜間割増料金や一定の時速以下になった場合の時間料金が発生します。また、朝夕の通勤ラッシュ時、雨天などの悪天候時、夏の観光シーズン時、運転手の交代時間などはタクシーをつかまえることが難しくなっています。タクシーの争奪で無用のトラブルを起こさないよう注意願います。

- (2) タクシーに関するトラブル事例

- タクシーに乗ろうとしたら乗車拒否された。
- 正規料金よりも高額な料金を要求された。
- 運転手と料金を巡りトラブルになり殴られた。

- タクシーに乗る際に割り込んできた中国人を注意したところ殴られた。
- タクシー車内にパスポート、財布など置き忘れ紛失した。

(3) 対応策

- タクシー内部に料金メーター及び運転手 ID の提示があるか確認する。(客引きの有無に関わらず、“白タク”には絶対に乗らない)
- 乗車時には、可能な限りタクシー会社の名前、ナンバー、運転手 ID などを確認しておく。
- 精算時、領収書を必ずもらう。(車内に忘れ物をしたり、トラブルが発生した場合、乗車した車両を特定する手がかりとなります)
- 深夜 1 人での利用は極力避ける。

【山東省各都市タクシークレーム電話】

- 済南市 0531-96576
- 青島市 0532-8281-7777
- 淄博市 0533-960066
- 棗荘市 0632-3321724
- 東営市 0546-12328
- 煙台市 0535-624-5616
- 濰坊市 0536-963369
- 済寧市 0537-235-3868
- 泰安市 0538-822-9769
- 威海市 0631-522-4335
- 日照市 0633-877-9177
- 萊蕪市 0634-626-0652
- 臨沂市 0539-810-5166
- 徳州市 0534-258-2606
- 聊城市 0635-851-7720
- 濱州市 0543-222-6826
- 荷沢市 0530-550-1111

4 各種感染症と大気汚染

(1) 各種感染症

① 肝炎

肝炎ウィルスには A 型、B 型、C 型、D 型、E 型など多くの型がありますが、主に問題になるのは、汚染された水や野菜、生牡蠣などの食物を介して経口的に感染する A 型・E 型肝炎と、血液や体液を介して感染する B 型・C 型肝炎です。

A・E 型の肝炎は主に衛生状態の良くない地方で流行することが多く、特に中国南部では E 型の発生が多く、妊婦がこれに感染すると重症化することがしばしばあるため、飲食物の衛生には注意が必要です。

B・C 型肝炎は輸血や不特定者との性的交渉を避けることにより感染の危険性を大きく低減させることができます。

また、A 型や B 型肝炎にはワクチンがありますので、予防接種をお勧めします。

中国では急性ウィルス性肝炎は伝染病として扱われるため、発病が判明すると隔離入院となることがあり、これらの施設は日本人を含め外国人には快適とは言い難い入院環境であることが多いというのも大きな理由です。

日本製の一般的なワクチンはいずれも3回接種が多く、接種終了までに約半年かかるため、事前の計画が必要です。また、小児にはA型ワクチンは必ずしも必要ないという意見もありますので、事前に接種担当医にご相談ください。

② 狂犬病

中国全土で未だに多くの患者が発生しており、山東省の発表によれば、同省内における狂犬病による死亡者数は、2013年は56人、2012年は68人、2011年は92人となっています。このウィルスに感染する動物は犬だけではなく、哺乳類はウィルスを媒介しますのでむやみ動物に近づかないようにしてください。また、飼い犬であっても、中国ではリード（手綱）をつけない飼い主がほとんどで、予防接種率もあまり高くないことから、注意が必要です。さらに、咬まれなくても、引っかかれたり、傷のある皮膚をなめられたりすることでも感染する可能性がありますので、このようなことがあったら傷口をよく水で洗い、すぐに医療機関に相談してください。

【予防方法】

(ア) 動物にむやみに手を出さない。

日本人は犬や猫を見ると無防備に手を出したり、撫でたり、手から直接餌を与えたりしますが、むやみに犬や猫、その他の動物に手を出さないようにしてください。他人のペットであっても要注意です。

(イ) 具合の悪そうな動物には近づかない。

狂犬病の犬は、多量のよだれを垂らし、物に咬みつく、無意味にうろうろするなど独特の行動をします。

(ウ) 予防接種（暴露前接種）

狂犬病ワクチンは国内の医療機関で接種することが可能ですが、現在、狂犬病ワクチンの在庫が減少している状況に鑑み、狂犬病の流行地域からの帰国者で犬等に咬まれた方、狂犬病の流行地域への渡航予定者で犬等に接触する可能性が高い方に優先的に接種されています。渡航、滞在先で動物を対象に活動する場合や付近に医療機関がない地域に滞在する場合には、最寄りの検疫所にご相談ください。狂犬病ワクチンを接種する場合は、初回接種後、30日目、6～12か月後の計3回接種します。

(エ) 万一動物等に咬まれた場合の対策

狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療はなく、ほぼ100%の方が亡くなります。狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれてしまった場合、直ちに十分に石けんを使って水洗いをします（傷口を口で吸い出したりしない）。その後、すぐに医療機関で傷口を治療し、ワクチン接種をします。発病前であれば、ワクチンの接種は効果があると考えられていますので、必ず接種してください（破傷風トキソイドを未接種の方は狂犬病ワクチンの接種とともに、破傷風トキソイドの接種も必ず受けてください）。事前に狂犬病の予防接種を受けている場合でも、狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれた場合は治療を目的としたワクチン追加接種が必要となりますので、必ず医療機関で受診してください。

また、現地医療機関での受診の有無にかかわらず、帰国時に検疫所(健康相談室)にご相談ください。

③ 鳥インフルエンザ

中国では2013年3月より、H7N9型鳥インフルエンザの感染者が確認されており、死亡者も発生しています。山東省では2016年4月に煙台市で1名、2017年1月には日照市、萊蕪市及び青島市においてそれぞれ1名のヒト感染症例が報じられております。

H7N9型鳥インフルエンザは現在まで明らかな人間同士の感染拡大は認められていませんが、鳥からヒトへの感染例は発生しており、今後、ヒト-ヒト感染が成立するような新型インフルエンザになることもありえるため最も注意すべき感染症の一つと言えます。また、その他の型の鳥インフルエンザの発生もあり、それらに対しても引き続き十分注意が必要です。現段階では、予防と流行時の準備が最も重要で、最新の情報を参考に予防に努め、また、万一の事態に備えてください。

また、中国では感染の疑いがある場合、又は感染者と接触がある場合、強制的に隔離されたり外出や出勤などの生活が制限されたりする場合もあるのでそのような事態に対しても注意が必要です。

(2) 大気汚染

① 中国、山東省における大気汚染について

中国では例年、冬期を中心に各地で深刻な大気汚染が発生しています。山東省では、2017年12月29日に淄博、済南、荷沢、30日に済南、棗荘、德州、2018年1月16日に荷沢、17日聊城、18日荷沢、20日濱州、日照、濰坊、臨沂、21日に濰坊、淄博、臨沂、萊蕪、泰安でAQI指数が300以上(深刻な汚染)を記録しました。

山東省環境保護庁のホームページ等(後述)でお住まいになっている地域の汚染状況が確認できます。日々の大気汚染の状況を確認し、以下を参考に対応をとられることをおすすめします。

② PM2.5とは

大気汚染で特に問題となっているのは「粒子状物質(PM10, PM2.5)」です。粒子状物質には、工場のばい煙、自動車の排気ガスなどの人為由来、黄砂、森林火災など自然由来のものがあります。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。粒子状物質は、PM10(直径10ミクロン以下)、さらにはPM2.5(直径2.5ミクロン以下)と、粒子の直径が小さくなるほど、肺の奥、さらには血管へと侵入し易くなり、体への影響が懸念されています。特に現在問題となっている「PM2.5」は、直径が人の髪の毛の約40分の1という微粒子で、肺の奥、さらには血管内まで侵入し、ぜんそく・気管支炎、肺がんや心臓疾患などを発症・悪化させ、死亡リスクも増加させるといわれています。高齢者や子供、肺・心臓に疾患のある方は、大気汚染に対してより高いリスクを有するため、特に注意が必要です。

③ 大気汚染から身を守るために

- 汚染の激しい日（環境省暫定指針：70 μ g/m³以上、米国の大気汚染指数（AQI）150強、中国の大気汚染指数（AQI）100弱に相当）は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす（呼吸器や循環器に疾患のある方、高齢者・子供は、体調に応じ、より慎重な行動が望まれる）。
- 外出する場合は、PM_{2.5}対応マスクを着用する。
- 帰宅後は、手洗いやうがいを徹底する。
- 室内には、空気清浄機を設置し、加湿器などを用いて湿度を適正に保つ。
- ドアや窓を閉め、風が通る隙間もふさぐ。
- たばこなど他の汚染源や、過労にも注意。

大気汚染に関する情報は、山東省環境保護庁及び下記の各都市環境保護局のホームページなどで確認可能です。

山東省環境保護庁	http://www.sdein.gov.cn/
青島市環境保護局	http://www.qepb.gov.cn/
済南市環境保護局	http://www.jnepb.gov.cn/moudle/main.aspx
淄博市環境保護局	http://www.zbepb.gov.cn/
棗荘市環境保護局	http://www.zzhb.gov.cn/
煙台市環境保護局	http://www.ytepb.gov.cn/
泰安市環境保護局	http://www.tahb.gov.cn/
威海市環境保護局	http://www.whepb.gov.cn/
日照市環境保護局	http://www.rzhb.gov.cn/
萊蕪市環境保護局	http://www.lwhb.gov.cn/
臨沂市環境保護局	http://www.lyhb.gov.cn/
徳州市環境保護局	http://www.dzepb.gov.cn/
聊城市環境保護局	http://www.lchbj.gov.cn/
濱州市環境保護局	http://www.bzein.gov.cn/
東營市環境保護局	http://huanbao.dongying.gov.cn/
濰坊市環境保護局	http://www.wfepb.gov.cn/
済寧市環境保護局	http://www.jiningepb.gov.cn/
荷沢市環境保護局	http://www.hzhb.gov.cn/

5 邦人が亡くなられた場合の措置

以下は、万一、邦人が中国で亡くなられた場合の対処方法について記載したものです。

ご本人が医療アシスタンスサービスを受けられる海外旅行障害保険に加入、又は同様の海外旅行障害保険が付帯しているクレジットカードを所有する場合、あるいは勤務先が医療アシスタンス会社と提携している場合には、アシスタンスサービスを受けることが可能です。その場合、下記の殆ど全ての手続を医療アシスタンス会社が代行してくれます。（注：詳しいサービス内容は各医療アシスタンス会社にご確認願います。）

また、保険等に加入していない場合でも、中国側受入機関（中国側旅行社等）の支援を受けた方が、手続が円滑に進みますので、相互によく連絡を取り合ってください。なお、海外旅行障害保険等に加入していない場合でも、医療アシスタンス会社に手続の代

行（有料）を依頼することは可能です。

一般的には、以下のような手続が必要となると思われますが、地方によって事情は異なり、手続が円滑に進まないケースもありますので、領事館とよく連絡を取り合ってください。

（１）死亡の通報・報告

- ① 公安局への通報
- ② 家族（中国・日本）及び所属会社への連絡
- ③ 総領事館への連絡と相談
- ※ ①については、中国では外国人が死亡した場合、法律上、関係者に公安機関への通報が義務付けられています。
- ※ ②については、連絡先などが不明であっても、死亡者が総領事館に在留届を提出していた場合は、届出情報などにに基づき総領事館から日本に通報することが可能な場合もあります。

（２）ご家族及び関係者の来訪

- ① 旅券の取得
- ② フライトの確保
- ③ 中国入国査証の取得（１５日を超える滞在の場合）
- ※ ①について、ご家族等が旅券を所持していない場合は、総領事館又は外務省領事局海外邦人安全課に対し、旅券の緊急発給を依頼してください。

（３）正常死の場合

- 医療機関で「死亡証明書」の発行を受ける
- ※ 「死亡証明書」には死亡時刻（○時○分まで記載のこと）及び死亡場所（住所）が必要です。この記載が無い場合、日本国内での死亡届が受理されない可能性があります。

（４）事故死・変死の場合

- ① 公安局が検視等を実施
- ※ 事件性がある場合には解剖の上死因を特定する必要がありますが、それ以外のケースでは、法医解剖（有料）にはご家族の同意が必要です。
- ② 公安局で「死亡証明書」の発行を受ける

（５）ご遺体を当地で荼毘に付し、ご遺骨を搬送する方法

- ① 火葬場と焼骨の日時、費用等について打合せ
- ② 葬儀場でご遺体を荼毘に付す
- ※ ご遺骨を拾うために全て遺灰とならないよう事前に申し入れることも必要です。
- ③ 「火葬証明書」の取得
- ④ 「遺骨証明書」の取得（総領事館で発行）
- ⑤ 死亡者の旅券の失効処理（総領事館で手続）
- ⑥ 帰国後、居住地又は本籍地で死亡届を提出（死亡証明書等の訳文が必要）

(6) ご遺体を日本まで搬送する手続

- ① ご遺体の防腐処理、棺材調達、棺桶密封、搬送フライトの確保及び検疫手続など
 - ② 「遺体証明書」の取得（総領事館で発行）
 - ③ 死亡者の旅券の失効処理（総領事館で手続）
 - ④ 帰国後、居住地又は本籍地で死亡届を提出（死亡証明書等の訳文が必要）
- ※ 上記（5）、（6）については、医療アシスタンス会社に依頼せず自ら処理することも不可能ではありませんが、関係者には極めて重い負担となります。

(7) 医療アシスタンス会社

医療アシスタンス会社は、山東省内にも数社あります。どの会社を利用するかについては、亡くなった方が加入していた海外旅行傷害保険会社などにご相談ください。

○ 上海ウェルビー

（サービス対象地域：山東省を含む中国全域）

・ 青島事務所

0532-8588-3353

135-1542-8229

青島市市南区香港中路73号 旺角大厦20層D室

・ 煙台事務所

0535-4910-291

煙台市芝罘区南大街213号市長大厦1016室

○ 青島トラストアシスタントサービス

（サービス対象地域：山東省を含む中国全域）

0532-8588-3999

青島市市南区香港中路110号麗晶大酒店2408号

○ 上海聖傑医療服務有限公司

（サービス対象地域：山東省を含む中国全域）

021-6309-5865

フリーダイヤル（固定電話のみ）800-820-2119

フリーダイヤル（携帯電話、公衆電話から）400-820-2119

上海市海寧路269号森林湾大厦B座1005室

（参考）総領事館ホームページ「邦人のご不幸に伴う手続」

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/info_121114.html

Ⅲ 緊急事態対応

緊急事態とは不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件、事故、各種デモ（反日デモを含む）及び新型インフルエンザの発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

1 平素からの措置

(1) 旅券

旅券はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。また、常に残存有効期間があることを確認しておいてください（旅券の残存有効期間が1年未満となった場合、総領事館にて更新の手続が可能です）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型（blood type）何型と記入しておいてください。なお、当国における査証、居留許可等の有効期限にもご注意ください。

(2) 現金、貴金属、預金通帳、クレジット・カード等

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が当座生活するのに必要な現地通貨（人民幣）、避難先で使用可能な外貨などを予め用意しておくことをおすすめします。（当国では無申告で国外に持ち出せる外貨は5,000米ドル相当、人民幣は20,000元までです。）

(3) 備蓄・携行品の準備

自宅待機する場合、避難場所への移動を必要とする場合に備え、上記（1）（2）に加え次の備蓄・携行品を備えておいてください。

① 非常用食料等

米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量

② 医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹼、衛生綿、包帯、絆創膏。

③ ラジオ

NHKラジオ国際放送（NHKワールド・ラジオ日本）等の短波放送が受信できる電池使用のもの（電池の予備も忘れないようにしてください）。

④ 衣類・着替え

長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないものが望ましい。

⑤ 履物

行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの。

⑥ その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹼等）、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）。

(4) 自動車等の整備

① 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心がけてください。

② 燃料は十分入れておくようにしてください。

③ 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備え置きください。

④ なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておくことも有効です。

2 緊急事態発生時の措置

(1) 緊急事態発生時における総領事館の対応

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、総領事館は、邦人保護の万全を期するため、日本人会などと緊密な連携を保ちつつ、緊急事態の状況に応じた対応を行います。(緊急事態の態様・状況によっては、総領事館・日本人会の関係者が緊急事態連絡協議会を開催し、情報交換や対応方針の協議等を行います。)

具体的には、関連情報の収集と提供、在外邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援など多岐に亘りますが、これらの対応は、外務本省や近隣公館との連携の下で実施します。邦人の皆様におかれては、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないように注意してください。

(2) 情報収集の必要性

邦人相互間の緊密な連絡、NHKなどのテレビ・ラジオの視聴、総領事館などへの問い合わせにより、正確な情勢の把握に努めましょう。

総領事館からの情報伝達手段は下記のとおりです。

① 総領事館ホームページ

「領事館ホームページ」(<http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>)では、領事館の業務内容、活動状況などを紹介しているほか、「生活・安全」メニューで、「安全対策情報」「治安関連情報」についても随時情報を提供しております。緊急事態発生時には、関連情報を掲載して情報伝達します。

② たびレジ

「たびレジ」は、短期渡航者（海外旅行や海外出張される方）が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるサービスです。「たびレジ」は、海外に長期滞在されている方（「在留届」を提出されている方）が、第三国や他地域に渡航される際にもご利用いただけるサービスとなっています。

【「たびレジ」外務省海外旅行登録】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

③ 領事メール

「領事メール」とは、「在留届」又は「たびレジ」に登録された方の届け出たメールアドレス宛に、「海外渡航情報の改訂・発出」「突発的な災害・事故・事件」「事件・事故の予防的お知らせ」などの情報を提供するものです。緊急事態発生時においてメールによる情報伝達手段として利用されます。

④ 外務省の一斉通報・安否確認のためのSMS（外務省SMS）

「外務省SMS」とは、「在留届」又は「たびレジ」に登録された方の届け出た携帯電話番号宛に、緊急事態関連情報を提供するものです。緊急事態発生時において携帯電話回線（ショートメッセージ）による一斉通報・安否確認の手段として利用されます。

⑤ NHKワールド・ラジオ日本

電話回線、インターネット回線等が使用できなくなる場合には、NHK ラジオ国際放送「NHK ワールド・ラジオ日本」により必要な連絡を行うことがありますので、

状況に応じて、短波による国際放送対応のラジオ（電池の準備もお忘れ無く）を備えてください。短波による国際放送の受信方法等については、次のホームページをご参考にしてください。

【NHK ワールド・ラジオ日本】

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>

(3) 総領事館への通報等

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるときは、管轄派出所または公安当局に通報し、救護を求めるなど適切な措置をとるとともに、その状況を総領事館に連絡してください。

(4) 避難等の措置

緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしての方が安全であることもあります。

総領事館から、退避の勧奨があった場合には、帰国又は第三国・地域への出国を検討してください。

事態が逼迫し、総領事館より退避または避難のための集結を勧告された場合は、速やかに指定された集結場所に集結してください。

3 外務省が発出する危険情報・スポット情報・広域情報

(1) 危険情報

「危険情報」とは、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、対象地域ごとに4つのカテゴリによる安全対策の目安が冒頭に示されます。

※「危険情報」は、皆様が渡航・滞在する際の判断材料です。

※「危険情報」が出ていない国・地域も安全とは限りません。

※「危険情報」が出てても自動的に旅行会社主催の旅行が中止になることはありません。

レベル1 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって、危険を避けていただくため、特別な注意が必要です。
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には、十分な安全対策を取ってください。
レベル3 「渡航は止めてください。」 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めて下さい。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

レベル4 「退避して下さい。渡航は止めて下さい。」 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は、滞在地から、安全な国・地域へ退避して下さい。この状況では、当然のことながらどのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
---	---

(2) スポット情報

「スポット情報」とは、特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報です。その内容は、テロや紛争に関する情報のように日本人の生命に深刻な影響を及ぼすものから、財産的な損害を被る恐れのあるものまで多種多様ですが、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から、知っておく必要があると思われる事案について、個々に情報提供することを目的としています。

また、情報自体は速報的な性質であっても、対象とする事案は一過性のものは少なく、中には危険情報の内容更新（場合によっては、危険情報のレベルの引き上げ）に繋がるものもあります。

分類例	事例
治安の急激な悪化	<ul style="list-style-type: none"> ● A国における過激デモの発生 ● B国における全国規模のストライキ
突発的な事件	<ul style="list-style-type: none"> ● C国(D州)における武装強盗事件 ● E国(F市)における連続爆弾事件
自然災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ● G国(H地方)での大雨被害 ● I島の台風被害
伝染病の発生	<ul style="list-style-type: none"> ● SARSの集団発生(J、K、L、M国) ● N国での西ナイル脳炎の流行
法制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● O国における空港のセキュリティ強化 ● P国のQ州への外国人の立入禁止 ● R国の外貨持ち込み制限の強化
テロの可能性の高まり	<ul style="list-style-type: none"> ● S国におけるテロ攻撃の脅威 ● T国政府によるテロ攻撃の警告レベルの引き上げ
特定の犯罪の増加	<ul style="list-style-type: none"> ● U国におけるいかさま賭博詐欺被害の多発 ● Y国における連続睡眠薬強盗事件の発生 ● W国におけるスキンヘッドグループによる外国人暴行事件の多発

(3) 広域情報

「広域情報」とは、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が

生じた際に注意を呼びかけるものです。

中でも、国際テロ組織の動向に関する情報等は、特定の国や地域に限定できない場合が多いことから、「広域情報」で広く注意を呼びかける場合が一般的です。また「広域情報」には、全く地域を限定しない（全世界を対象とする）場合、複数の国や地域にまたがる範囲に限定する場合があります。

したがって、渡航を予定している国や地域の情報を外務省海外安全ホームページから参照する際には、国・地域別に掲載している「危険情報」「スポット情報」等に加え、この「広域情報」のチェックも忘れないようにしましょう。

基本構成	これまでの事例	対象地域
国際テロ組織の動向 防犯対策	A国における過激デモの発生	全世界
	テロ攻撃に関する米務省の警告	全世界
	中東地域におけるテロ攻撃の危険	中東
	東アフリカにおけるテロ攻撃等に関する米務省の警告	東アフリカ地域
国際的な犯罪事件	国際的詐欺事件の多発	全世界
	海賊被害に関する注意	東南アジア
	日本人が外国人の不法出入国を幫助する事案の増加	ヨーロッパ他
感染症等の広域発生	重症急性呼吸器症候群(SARS)の集団発生	感染国・地域

(4) 感染症危険情報

「感染症危険情報」は、危険情報の4段階のカテゴリーを使用しつつ、WHO等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況及び主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。具体的な発出の目安は以下のとおりです。

レベル1 「十分注意してください。」	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出される場合等。
レベル3	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急

「渡航は止めてください。」 (渡航中止勧告)	委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)が発出され、WHO が感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4 「退避して下さい。渡航は止めて下さい。」 (退避勧告)	特定の感染症に対し、IHR 第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)が発出され、WHO が感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

(参考) 【外務省海外安全ホームページ】

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

IV 緊急連絡先

1 緊急連絡先一覧表

(1) 在中国大使館・総領事館

- 在青島日本国総領事館 0532-8090-0001 (代表/24時間)
青島市市南区香港中路59号 国際金融中心45階
管轄：山東省
- 在中国日本国大使館 010-8531-9800 (代表)
010-6532-5964 (邦人保護)
管轄：山東省及び下記総領事館等の管轄地域を除いた地域
- 在上海日本国総領事館 021-5257-4766 (代表/24時間)
管轄：上海市・安徽省・浙江省・江蘇省・江西省
- 在広州日本国総領事館 020-8334-3009 (代表/24時間)
管轄：広東省・海南省・福建省・広西チワン族自治区
- 在瀋陽日本国総領事館 024-2322-7490 (代表/24時間)
管轄：遼寧省・吉林省・黒竜江省
- 在大連出張駐在官事務所 0411-8370-4077 (代表/24時間)
管轄：大連市
- 在重慶日本国総領事館 023-6373-3585 (代表/24時間)
管轄：重慶市・四川省・貴州省・雲南省
- 在香港日本国総領事館 852-2522-1184 (代表/24時間)
管轄：香港特別行政区・マカオ特別行政区

(2) 警察 110 (公安局通報センター)

(3) 交通事故、道路状況 122 (公安局交通管理部門)

(4) 救急車 (有料) 1 2 0

(5) 消防 1 1 9

(6) 山東省各市出入境管理局 (處)

- 青島市公安局出入境管理局 0 5 3 2 - 6 6 5 7 - 3 2 5 0
青島市市南區寧夏路 2 7 2 號甲
- 濟南市公安局出入境管理局 0 5 3 1 - 8 5 0 8 - 1 0 8 8
濟南市高新區舜華西路 7 7 7 號
- 煙台市公安局出入境管理分局 0 5 3 5 - 6 2 9 - 7 0 4 6
煙台市萊山區長安路 7 號
- 威海市公安局出入境管理支隊 0 6 3 1 - 5 1 9 - 2 2 5 8
威海市文化中路 8 9 號
- 濰坊市公安局出入境管理支隊 0 5 3 6 - 8 7 8 - 3 7 7 7
濰坊市高新區東方路 3 3 9 6 號
- 淄博市公安局出入境管理分局 0 5 3 3 - 2 1 8 - 9 8 0 4
淄博市張店區聯通路 3 1 8 號
- 泰安市公安局出入境管理處 0 5 3 8 - 8 2 7 - 5 2 6 4
泰安市環山路 1 4 3 號
- 濟寧市公安局出入境管理處 0 5 3 7 - 2 9 6 - 0 1 5 3
濟寧市開發區洸河路 2 7 - 2 號
- 臨沂市公安局出入境管理支隊 0 5 3 9 - 8 0 2 - 8 8 3 5
臨沂市蘭山區通達路 1 2 號
- 棗莊市公安局出入境管理分局 0 6 3 2 - 3 6 5 - 8 0 3 0
棗莊市新城長白山南路
- 濱州市公安局出入境管理支隊 0 5 4 3 - 3 3 0 - 1 0 9 3
濱州市濱城區黃河一路 3 9 1 號
- 荷澤市公安局出入境管理處 0 5 3 0 - 3 3 3 - 2 2 4 5
荷澤市八一路與天香路十字路東北角
- 萊蕪市公安局出入境管理支隊 0 6 3 4 - 5 6 6 - 7 0 5 1
萊蕪市萊城區汶源東大街 2 6 號
- 日照市公安局出入境管理分局 0 6 3 3 - 7 9 9 - 7 1 5 0
日照市東港區五蓮路與北京路交匯處 市公安局院內西副樓
- 東營市公安局出入境管理支隊 0 5 4 6 - 7 1 7 - 5 3 0 5
東營市黃河路與惠州路交差口南
- 聊城市公安局出入境管理處 0 6 3 5 - 7 1 7 - 0 5 1 3
聊城市東昌府區站前街中段
- 德州市公安局出入境管理處 0 5 3 4 - 2 2 9 - 2 0 2 9
德州市經濟開發區長河大道 1 9 8 號

(7) 山東省各市病院

- 青島市立病院東部醫院 0 5 3 2 - 8 5 9 3 - 7 6 9 0 (代表 / 2 4 時間)
青島市市南區東海中路 5 號 (國際診療部受付 4 階) ※日曜、祝日休診

診療時間：8：00～12：00 13：30～17：00

- **済南千佛山医院** 0531-8926-8900
済南市歴下区径十路16766号
- **煙台毓璜頂医院** 0535-669-1999
煙台市芝罘区毓東路20号
- **威海市立医院** 0631-528-9120
威海市環翠区和平路70号
- **濰坊市人民醫院** 0536-819-2599
濰坊市奎文区広文街151号
- **淄博市中心医院** 0533-236-0228
淄博市張店区共青团西路54号
- **泰安市中心医院** 0538-822-4161
泰安市龍潭路29号
- **濟寧市第一人民醫院** 0537-225-3104
濟寧市健康路6号
- **臨沂市人民醫院** 0539-822-6999
臨沂市解放路東段27号
- **德州市人民醫院** 0534-263-7114
德州市新湖大街1751号
- **聊城市中醫院** 0635-834-1346
聊城市文化路1号
- **東營市人民醫院** 0546-833-1577
東營市東城南一路317路
- **日照市中醫院** 0633-829-0123
日照市望海路35号
- **萊蕪市中醫院** 0634-623-3235
萊蕪市萊城区汶源東大街8号
- **荷沢市中醫院** 0530-533-4682
荷沢市丹阳路1036号
- **濱州医学院附属医院** 0543-325-6506
濱州市黄河二路661号
- **棗莊市立醫院** 0632-331-8934
棗莊市龍頭路41号

(8) 医療アシスタンス会社

急病など際、日本語によるアシスタントサービス (有料)

- **上海ウェルビー**
(サービス対象地域：山東省を含む中国全域)
 - ・ **青島事務所** 0532-8588-3353
青島市市南区香港中路73号 旺角大厦20層D室
 - ・ **煙台事務所** 0535-4919-291
煙台市芝罘区南大街213号市長大厦1016室
- **青島トラストアシスタントサービス**

(サービス対象地域：山東省を含む中国全域)

0532-8588-3999

青島市市南区香港中路110号麗晶大酒店2408号

● 湛山国際医療センター

(サービス対象地域：青島市内のみ)

0532-8580-0740

183-6393-0485

青島市市南区東海一路湛山花園ホテル構内C座102室

● 上海聖傑医療服務有限公司

(サービス対象地域：山東省を含む中国全域)

021-6309-5865

フリーダイヤル(固定電話のみ) 800-820-2119

フリーダイヤル(携帯電話、公衆電話から) 400-820-2119

上海市海寧路269号森林湾大廈B座1005室

(9) 空港

- 青島空港 0532-96567
0532-8471-5777
- 済南空港 0531-96888
- 煙台空港 0535-629-9666
- 威海空港 0631-864-1172

(10) 交通機関

- 全日空(ANA)青島支店 0532-8578-5800
- 中国東方航空青島支店 0532-8307-0535
- 山東航空青島支店 0532-8575-5657

(11) 外務省

- 外務省 03-3580-3311 (代表)
- 外務省海外邦人安全課 03-5501-8160 (直通)
- 外務省海外安全相談センター 03-5501-8162 (直通)

【山東省内医療機関リスト】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000128.html

【翻訳・通訳会社リスト(青島)】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125.html

【日本語ができる弁護士リスト(青島)】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000129.html

2 いざという時の中国語

(1) 基本会話

- ・ 私は日本人(外国人)です。
我是日本人(外国人)。Wo shi Ribenren(waiguoren).

ウオ・シー・リーベンレン (ワイグオレン)

- ・ 私は〇〇と言います。
我叫〇〇。Wo jiao〇〇. ウオ・ジャオ〇〇
- ・ 〇〇に住んでいます。
我住在〇〇。Wo zhuzai〇〇. ウオ・ジューザイ〇〇

(2) 盗難時

- ・ どろぼう！(捕まえて)
(抓) 小偷儿！(Zhua) xiaotour! (ジュア) シャオトウ
- ・ 財布をなくした。
钱包丢了。Qianbao diu le. チエンバオ・ディウ・ラ
- ・ 財布を盗まれた。
钱包被偷了。Qianbao bei tou le. チエンバオ・ベイ・トウ・ラ
- ・ 公安局に届けたいのですが。
我要去公安局报案。Wo xiang qu gonganju baoan.
ウオ・ヤオ・チュウ・ゴンアンジュウ・バオアン
- ・ お金がありません。貸して下さい。
我没有钱。请借给我钱。Wo meiyou qian. Qing jiegei wo qian.
ウオ・メイヨウ・チエン・チン・ジエゲイ・ウオ・チエン
- ・ 助けて！
救命！Jiuming! チウミン

(3) 交通事故時

- ・ 車にぶつかりました。
我被车撞了。Wo bei che zhuang le. ウオ・ベイ・チャー・ジュワン・ラ
- ・ 警察を呼んで下さい。
请叫警察。Qing jiao jingcha. チン・ジャオ・ジンチャー
- ・ けが人(重傷人)がいます。
有受(重)伤的。You shou(zhong)shang de ren.
ヨウ・ショウ・(ジョン)・シャン・ダ・レン
- ・ 病院に行きたいです。
我想去医院。Wo xiang qu yiyuan. ウオ・シアン・チュウ・イーユエン
- ・ 病院に連れて行って下さい。
请带我去医院。Qing dai wo qu yiyuan.
チン・ダイ・ウオ・チュウ・イーユエン
- ・ 早く救急車を呼んで。
快叫救护车。Kuai jiao jiuhuche. クワイ・ジャオ・ジウフウチャー

(4) 火災時

- ・ 火事だ！逃げろ！
着火了！快跑！Zhaohuo le! Kuai pao! ジャオフオ・ラ・クワイ・パオ
- ・ 非常口から逃げて！
从安全出口出去！Cong anquanchukou chuqu!

ツオン・アンチュエンチュウコウ・チュウチュウ

- ・ 部屋にまだ人がいます。
屋里还有人。Wuli hai you ren. ウーリ・ハイ・ヨウ・レン
- ・ 早く消防車を呼んで下さい。
快叫救火车。Kuai jiao jiuhuoche. クワイ・ジャオ・ジウフオチャー
- ・ すぐに来て下さい。
请马上来。Qing mashang lai. チン・マアシャン・ライ

※ カタカナ標記はあくまで参考です。中国語には、日本語にはない発音が多く、経験のない人が正しい発音で話すことは難しく、筆談の方が早く意思を疎通できる場合もあります。

V 総領事館からのお知らせ

1 在留届は必ず提出しましょう

(1) 在留届とは？

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しております。万一、皆様がこのような事態に遭った場合、日本国大使館や総領事館は「在留届」をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認して援護します。在留届が提出されていなければ、緊急事態発生時に総領事館から連絡を取ることができず、ご本人やご家族が必要な援助を受けられないという事態になるおそれがあります。

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務づけられています。住所などが決まりましたら、必要事項を記入の上、速やかに総領事館にご提出をお願いします。

(2) 提出方法

世帯ごとの提出が可能です。FAX、郵送のほか、総領事館領事班窓口にて直接提出することもできます。（郵送先： 郵便番号266071 山東省青島市香港中路59号 国際金融中心45F 在青島日本国総領事館 FAX番号： 0532-8090-0024）。

また、外務省の「在留届電子届出システム」を利用して在留届を提出することができます。このシステムではご自分のパソコンからインターネットを通じて簡単に在留届が提出できます。詳しくは以下のサイトをご覧ください。

【在留届】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/stay_2013.10.28.html

(3) 「在留届記載事項変更届」「帰国・管轄外転出届」の提出もお願いします

在留届提出後、住所等の記載事項に変更が生じたり、帰国される場合や当館の管轄地域外に住所が移った場合にも、それぞれ「在留届記載事項変更届」「帰国・管轄外

転出届」をFAX等により必ずご提出下さい。なお、在留届提出時に「在留届電子届出システム」を利用された方は、同システムにより「帰国・管轄外転出届」を提出することもできます。

※ 在留が長期間確認できない方の「転出」扱いについて

平成26年4月1日より、以下の方については、所定の手続にそって確認を行った後、当館管轄地域から転出したものとして扱わせて頂いておりますのでご了承ください。

- 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過してもご連絡を頂いておらず、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない方
- 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間にわたり当館より連絡がつかない方

※ 在留届を提出したか否か不明な場合の確認方法

在留届電子届出システムで届出をされた方は、インターネットで確認が可能です。上記以外の方法（FAX、郵送等）で届出をされた方は、お手数ですが当館までお問い合わせ願います。

2 「たびレジ」登録のご案内

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者など）を対象に、現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして、2014年7月1日より、外務省海外旅行登録（「たびレジ」）の運用を開始しています。

登録された方は、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の安否照会連絡などの受け取りが可能ですので、ぜひご活用ください。詳しくは以下のサイトをご覧ください。

【「たびレジ」外務省海外旅行登録】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

3 「メールマガジン配信サービス」登録のご案内

総領事館では、メールマガジン配信サービスにご登録の皆様に、山東省で流行している病気や事件事故等の各種情報を随時送付するサービスを行っておりますので、是非当館メールマガジン配信サービスへご登録下さい。

登録は当館ホームページ・トップページ

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html 左

側「メールマガジン配信サービス」をクリックして下さい。ご自宅、会社等複数の登録が可能ですので、休日でも受信できるメールアドレスのご登録をお願いします。詳しくは当館ホームページをご参照ください。